

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年3月1日
(第8期) 至 平成20年2月29日

株式会社パイプロドビッツ

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 生産、受注及び販売の状況	10
3. 対処すべき課題	11
4. 事業等のリスク	12
5. 経営上の重要な契約等	16
6. 研究開発活動	17
7. 財政状態及び経営成績の分析	18
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況	38
第5 経理の状況	42
1. 財務諸表等	43
(1) 財務諸表	43
(2) 主な資産及び負債の内容	64
(3) その他	65
第6 提出会社の株式事務の概要	66
第7 提出会社の参考情報	67
1. 提出会社の親会社等の情報	67
2. その他の参考情報	67
第二部 提出会社の保証会社等の情報	68
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年5月30日
【事業年度】	第8期（自平成19年3月1日至平成20年2月29日）
【会社名】	株式会社パイプドビッツ
【英訳名】	PIPED BITS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月
売上高	(千円)	237,177	336,959	507,299	702,103	854,772
経常利益	(千円)	94,189	150,524	164,425	208,001	252,072
当期純利益	(千円)	55,429	87,957	97,243	124,771	147,025
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	10,000	60,000	90,191	186,791	186,791
発行済株式総数	(株)	7,300	7,300	7,682	16,364	16,364
純資産額	(千円)	90,611	178,569	276,194	594,166	746,238
総資産額	(千円)	146,632	276,597	375,263	732,032	881,709
1株当たり純資産額	(円)	12,412.59	24,461.56	35,953.50	36,309.36	45,294.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	7,593.08	12,048.97	12,926.14	8,019.25	8,984.70
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	7,913.97	8,911.19
自己資本比率	(%)	61.8	64.6	73.6	81.2	84.1
自己資本利益率	(%)	88.1	65.4	42.8	28.7	22.0
株価収益率	(倍)	—	—	—	53.2	17.0
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	114,738	68,615	141,906	151,268
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△76,456	△48,662	61,642	△23,302
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	382	186,236	—
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	—	138,769	159,104	548,889	676,855
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	18 (1)	19 (2)	56 (8)	62 (11)	84 (8)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、第4期までは消費税等が含まれており、第5期以降については消費税等は含まれておりません。

3. 第5期から第7期までの財務諸表については証券取引法第193条の2、第8期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき必ず監査法人の監査を受けておりますが、第4期の財務諸表については監査を受けておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社はありませんので、記載しておりません。

5. 当社は、配当を行っていませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載していません。
6. 第4期から第6期までの、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録であったため期中平均株価が把握できませんので記載していません。
7. 第4期から第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場・非登録であったため記載していません。
8. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、年間平均雇用人員を（外書き）で記載しております。
9. 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
10. 第7期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成12年4月	コンサルティング業を営む株式会社カレン（東京都世田谷区）からの出資を受け、電子メールを中心としたマーケティング支援ソフトウェアの開発を目的として、東京都世田谷区に株式会社サハラ設立
平成12年10月	マーケティング支援ソフトウェアをリリース
平成12年12月	MB0（注1）により独立し、親会社との資本関係を解消 本社を東京都渋谷区神南一丁目12番15号に移転
平成13年1月	商号を株式会社パイブドビッツに変更
平成13年2月	ASP（注2）サービス「スパイラル・メッセージングプレース®」の販売開始
平成13年4月	「スパイラル・メッセージングプレース®」に販売代理店制度を導入
平成13年7月	財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマークの認証取得
平成13年12月	「スパイラル・メッセージングプレース®」にSLA（品質保証制度）を導入
平成15年2月	業容拡充に伴い、本社を東京都渋谷区神南一丁目9番7号に移転
平成16年4月	業容拡充に伴い、本社を東京都港区元赤坂一丁目1番7号に移転
平成17年3月	JIPDECよりISMS Certification Criteria(Ver.2.0)（注3）の認証取得 BSI（注4）（英国規格協会）よりUKAS（注5）（英国認定機関）認定スキームのBS7799:PART 2:2002（注6）認証取得
平成17年9月	大阪市中央区に大阪支店を開設
平成17年12月	BSIよりUKAS認定スキームのISO9001:2000（注7）認証取得、BS15000-1:2002（注8）認証取得
平成18年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成19年1月	BSIよりUKAS認定スキームのISO/IEC 27001:2005及びJIPDEC認定スキームのJIS Q 27001:2006、ITSMF認定スキームのISO/IEC 20000-1:2005の認証を取得
平成19年4月	本店事務所拡張
平成19年5月	BSIよりJIPDEC認定スキームのJIS Q 20000-1:2007の認証を取得

注意事項

- （注1）MB0とは「Management Buyout」の略語で、企業の経営者・従業員が自社の株式や事業部門を買収する、企業買収の一手法をいいます。
- （注2）ASPとは、Application Service Provider（アプリケーション・サービス・プロバイダ）の略で、インターネット経由でアプリケーション・ソフトウェアの利用環境を提供する事業者です。
- （注3）ISMS Certification Criteria(Ver.2.0)とは、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が、組織の情報セキュリティ・マネジメント・システムが国際標準規格「ISO/IEC17799」に準じていることを認定する国内の認証基準です。ISMS Certification Criteria(Ver.2.0)は、平成18年にJIS Q 27001:2006にバージョンアップされております。
- （注4）BSIとは組織の情報セキュリティ・マネジメント・システム等が国際標準規格に準じていることを審査し、登録、公表する英国の審査登録機関です。
- （注5）UKASとは第三者認証制度の中で審査登録機関の公正さと技術力を含む審査能力を評価し認定を行う英国の機関です。
- （注6）BS 7799:PART2:2002とは、情報セキュリティ・マネジメント・システムの英国規格であり、平成17年にISO/IEC 27001:2005としてISO化されております。
- （注7）ISO 9001:2000とは、ISO（国際標準化機構）が制定した商品・サービスの品質に関する一連の国際規格です。
- （注8）BS 15000-1:2002とは、顧客ニーズに適合したITサービスを実現し、その品質の継続的な改善を実現するための、ITサービス・マネジメントの英国規格です。BS 15000-1:2002は、平成17年にISO/IEC 20000:2005としてISO化されております。

3【事業の内容】

当社は、「明日の豊かな情報生活に貢献する」という経営理念の下、設立以来一貫して、ソフトウェアの企画、開発、販売、運営、サポートを通じて社会の情報生活の質の向上に貢献して参りました。

当社は、顧客情報資産を管理・運用するためのアプリケーション・ソフトウェアを提供する「アプリケーション・サービス事業」を行なっております。

クライアント（注1）は、当社のサービスを利用することにより、顧客リスト等の重要な情報資産を管理すると共に、Webサイトや電子メール等による情報配信を通じて情報資産を活用することができます。

（アプリケーション・サービス事業について）

近年、記憶媒体の技術革新が進み、情報検索や電子商取引など、オンラインサービス上の様々なシーンで大量の情報が記録されております。これらの記録は統計手法などにより整理され、従前から管理してきた顧客情報等の情報とあわせて、事業者にとって、経営資源を構成する重要な「情報資産」として認識されております。また、平成17年4月の個人情報の保護に関する法律の完全施行を機に、個人情報を中心とした「情報資産管理」という経営上の課題が発生しております。当社は、これら情報資産の安全な管理と価値の最大化が引き続き事業者の重要な課題であり続けるものと認識しております。

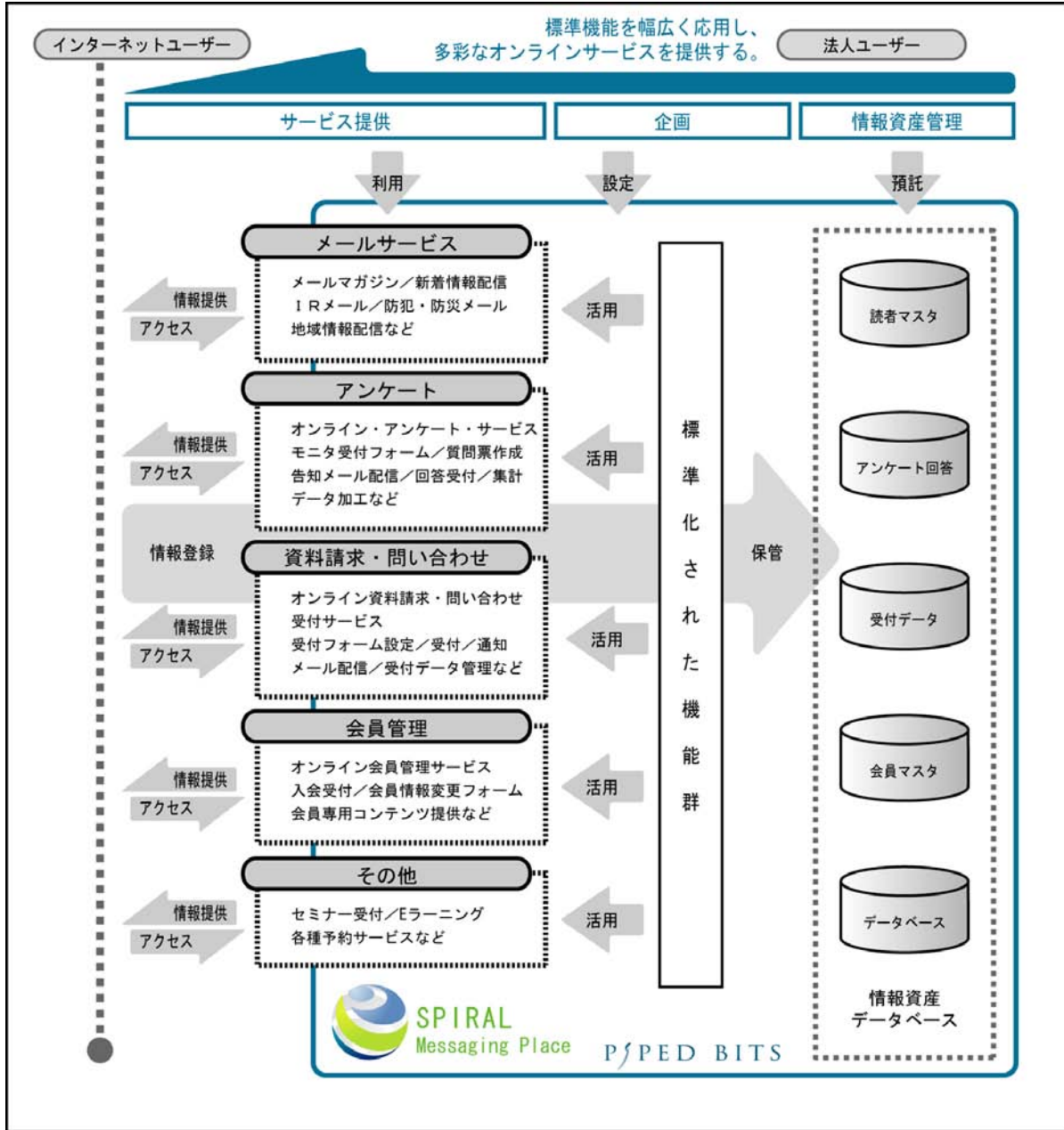
このような中、当社は、今までクライアントが自社内等で管理していた個人情報等の重要な情報資産を管理するプラットフォームの提供を実現し、情報資産を各種マーケティング活動に活用できる情報管理アプリケーション・ソフトウェア「スパイラル（注2）・メッセージングブレース®」（以下、当サービス）をASP方式にて提供するアプリケーション・サービス事業を主たる事業としております。当サービスは、ホームページ上のメールマガジン・アンケート・資料請求等の各種登録フォームの自動作成が可能であり、収集した顧客情報をデータベースで管理・分析し、電子メールの自動配信等で顧客毎の嗜好に合わせたアプローチを行うことができます。管理された顧客情報などの情報資産は集計してグラフで表示したり、条件に応じて抽出をかけたり、一括で編集をすることができます。アプローチを行う際は、一斉に電子メールを配信するだけでなく、あらかじめ設定された日時に抽出条件に合致した対象者に対して配信することができます。各種登録フォームは入力必須項目や締切期限などの制限をかけることができ、デザインや項目表示の位置など柔軟に加工することができます。

クライアントとしては、インターネットにアクセスできるコンピュータを用意することがソフトウェアを利用する前提となり、サーバーを構築する必要やソフトウェアをインストールする必要はありません。

当社は、これら上記の機能を実現するためのソフトウェアを開発しており、セキュリティ監査会社等による診断を受けながら、サービスを安全に運用管理するために必要なセキュリティ対策を施しております。ソフトウェアの開発からプラットフォームの運営、サービスの提供に至るまで、すべてのプロセスを原則として自社で行っております。これにより、クライアントの情報資産管理に関するセキュリティ、新機能等に関するニーズに速やかに対応できる体制を敷き、サービスの安全性と可用性を常に高めるよう努めております。

当サービスの概要は、図1のとおりです。

図1 「スパイラル・メッセージングプレース®」の概要



(各種サービス内容)

当サービスは、以下の機能が標準化されているため、クライアントは情報資産を様々な用途に応じ活用することができます。

「スパイラル・メッセージングプレース®」に標準化された主な機能は、以下のとおりです。

1) メールサービス

クライアントが、Webサイト上でメール会員を募集したり、手元のメールアドレスのリストを一括してクライアントが登録し、メールマガジン等を発行する機能。

2) アンケート

Webサイト上にデータベースと連動したアンケートフォームを設置し、アンケート回答を収集。集計結果をグラフ等で表示・出力する機能。

3) 資料請求・問い合わせ

Webサイト上に設置したフォームから資料請求や問い合わせを受け付けるための機能。

4) 会員管理

クライアントがWebサイト上の顧客情報管理ページにログインし、自ら登録情報を変更したり、既存顧客へ専用のコンテンツを提供する機能。

5) その他

セミナーやEラーニング等をWebサイト上で告知し、応募を受け付ける機能。

(当サービスを利用するメリット)

当サービスを利用することにより、クライアントは主に以下のメリットを得ることができます。

- 1) 情報管理に必要な物理的インフラ（サーバーやネットワーク回線）整備のコストと手間の削減。
- 2) サーバーの構築やソフトウェアのインストールが不要。
- 3) 保守・監視するシステム管理者が不要。
- 4) データベース（注3）等の技術的知識を有するエンジニアが不要。
- 5) 複数に分散している情報資産の一元管理による業務の効率化。
- 6) 有効活用されていない情報資産の再生利用。
- 7) クライアントのニーズにより、様々な利用形態に対応できる汎用性。
- 8) 顧客情報資産管理リスクのアウトソース。

(サービスの系統図)

当社のサービス系統図は、図2のとおりです。

- 1) 当社は、直接又は代理店経由若しくは取次店経由でクライアントにサービスの提案を行い、利用申込を受け付けます。
- 2) 利用申込を頂いたクライアントに対して、アカウント発行と初期設定を行います。
- 3) クライアントは、クライアント向けアプリケーションを利用し、データベースの管理と運用を行い、当サービス利用の対価として、当社に利用料金を支払います。
- 4) 当社は、当サービス利用中のクライアントに対してサポートを行うとともに、システムの稼動状況の監視及び保守を行います。
- 5) 一般顧客等のインターネットユーザーは、当サービスが提供する登録フォーム等のインターネットユーザー向けアプリケーションの機能を利用して、クライアントのデータベースに自己の情報を送信する等の操作を行います。

(収益構造)

当サービスによる当社の収入は、初期のサービス設定料金（以下、口座開設料金）、サービスに係るソフトウェアの使用許諾およびサービスの保守・管理のための月次利用料金を基本としております。

口座開設料金は、サービス導入時において、管理画面へのIDと認証パスワードの発行、情報資産を格納するデータベーステーブルの構築、担当者への操作説明を行うことの対価として受領しています。

月次利用料金は、預かりデータベースが使用できるレコード件数に応じて変動する仕様となっており、レコード件数の規模が大きくなるにしたがって、段階的に利用料金が高くなるよう設定しております。

その他、臨時的に発生する収入として、サービス利用中のクライアントの操作等を支援する設定代行作業料金、クライアントの要求に応じてサービス内容をカスタマイズするカスタマイズ・プログラム構築料金等があります。設定代行作業料金は、例えば新規プロジェクトの立ち上げ時に法人クライアントに代わって操作を代行する場合等に発生します。カスタマイズ・プログラム構築料金は、基本機能では補えない部分をシステム構築する場合等に発生します。

当サービスは、口座開設料金が、100,000円並びに月次利用料金はレコード件数5,000件で25,000円が標準の価格体系となっております。

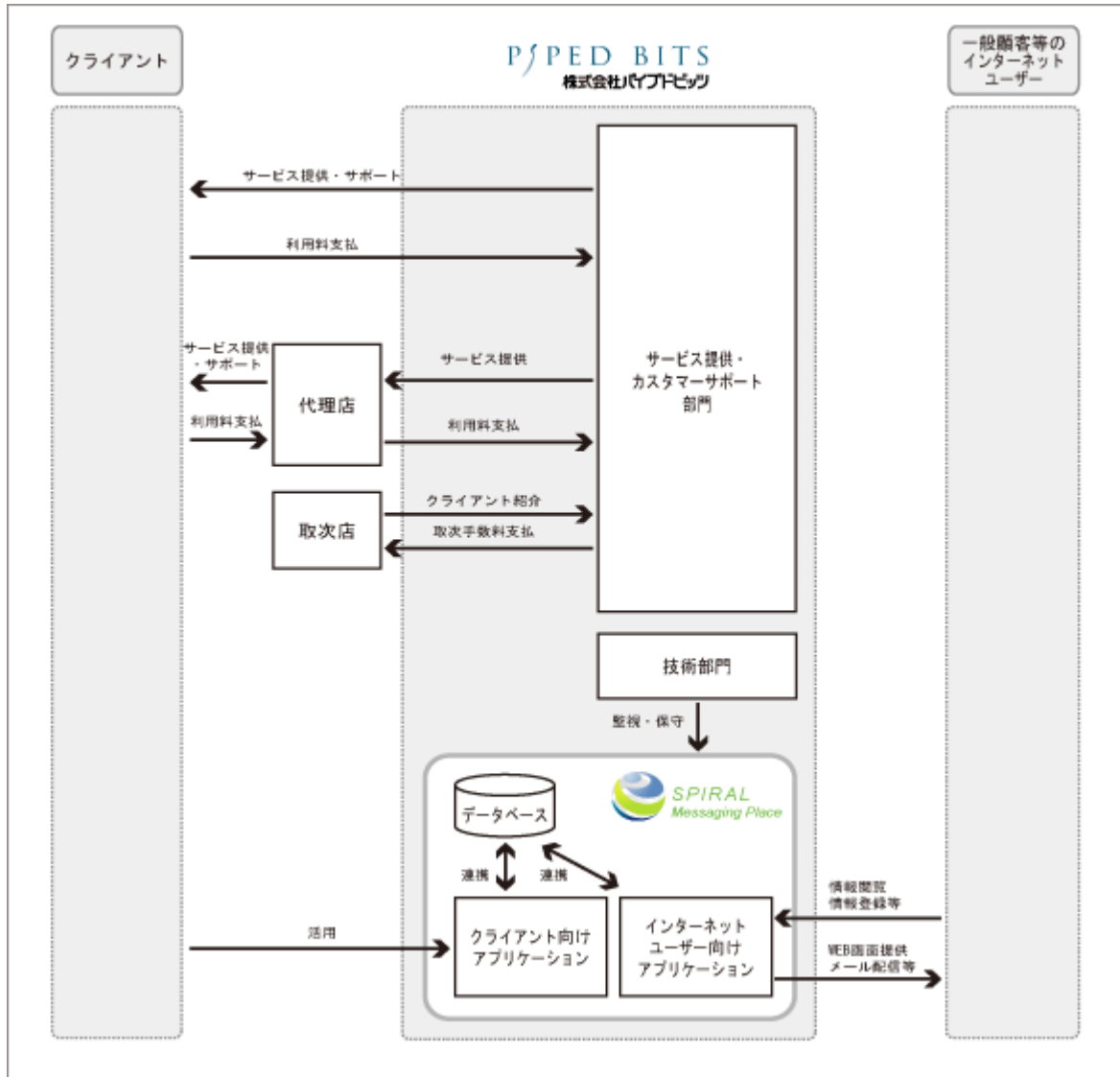
なお最近までの、アカウント数（継続利用中の顧客数）の推移は以下の通りであります。

アカウント数推移（第1期～第8期）

(単位：件)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
3	23	112	282	408	543	899	1,108

図2 サービス系統図



注意事項

(注1) クライアント

当社が提供するサービスを利用する顧客をいいます。

(注2) スパイラル

当社が提供するアプリケーション・サービスの登録商標です。

(注3) データベース

氏名、生年月日、趣味などのデータについて、特定の目的のために、関連性のある一定の情報を整理して使いやすくするもの。データベース化により、1) データの共同利用、2) 膨大なデータの効率的な管理、3) 複数のデータ間の矛盾の解消、4) 様々なアプリケーションからのアクセスが可能、5) データの機密保護と安全確保性能の向上、6) 業務の標準化の促進、等の利点を得ることができます。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年2月29日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
84（8）	27.6	1.6	4,249,124

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、年間平均雇用人員を（外書き）で記載しております。
2. 当期中において従業員数が22名増加しておりますが、増加の主な理由は事業拡大に伴う採用によるものです。
3. 平均年間給与は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの全期間に在籍した者（49名）の同期間における平均年間給与であり、賞与及び基準外賃金を含め、ストックオプションによる株式報酬費用は除いております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国の経済状況は、堅調な企業業績に支えられ、景気は緩やかな回復基調のうちに推移しましたが、米国の個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題を契機とする世界的な株価の下落や不安定な為替市場、さらには原油価格の高騰に伴う国内物価への影響が続くなど、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成19年12月末で2,830万件と同年9月比55万件増加しており、順調な拡大基調が続いております。

また、「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」（平成20年1月30日施行）および「SaaS向けSLAガイドライン」（平成20年1月21日施行）が、総務省および経済産業省から相次いで公表されるなど、ASPおよびSaaSの普及が促進されております。

一方、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成16年10月22日厚生労働省経済産業省告示第4号）」が平成20年2月に改正されるなど、個人データの安全管理体制の強化がより一層求められる状況となっております。

このような状況の中、平成19年12月に、当社の主力サービスである情報管理アプリケーション・ソフトウェア「スパイラル・メッセージングプレース®」について、クライアントの要望を基に新機能を追加し、強化いたしました。新機能を追加したことでクライアント側の操作性やセキュリティ機能が強化されたことから、より多くのニーズに合致し、新規顧客の獲得や既存顧客の取引拡大へと繋げることができました。

なお、平成20年2月29日時点における有効アカウント数は、前期末899件より209件増加し、1,108件となりました。

以上の結果、当社平成20年2月期の状況につきましては、売上高は854,772千円（前期比21.7%増）、営業利益は251,110千円（前期比11.5%増）、経常利益は252,072千円（前期比21.2%増）、当期純利益は147,025千円（前期比17.8%増）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ127,965千円増加し、676,855千円となりました。

また、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、151,268千円（前期比6.6%増）となりました。主な収入要因は、税引前当期純利益252,072千円（前期比19.5%増）であり、主な支出要因は法人税等の支払102,845千円（前期比56.0%増）であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は、23,302千円（前期に得られた資金は61,642千円）となりました。主な支出要因は、本店事務所の改装等による有形固定資産の取得による支出22,252千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果得られた資金はありません（前期に得られた資金は186,236千円）。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	前期比 (%)
アプリケーション・サービス事業 (千円)	854,772	121.7
合計 (千円)	854,772	121.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

昨今のわが国における情報セキュリティへの関心の高さから、当社の事業環境は、良好に推移するものと認識しております。当社は、以下の項目を今後の課題と位置付け、更なる事業拡大とともに、信用力の強化を図って参ります。

(1) 競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のS I（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社のサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社では、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施して参ります。

① 潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社は、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行って参りました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに比べ、当社のサービスの知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は積極的に支店展開を進め、販売エリアおよび顧客層を拡大して取引顧客の普及拡大に努めて参ります。

② 商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性および販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社は、今後も顧客の声を広く収集すると共に、その要望と仕様を入念に吟味しながら、既存サービスの機能強化版を継続的にリリースして商品力を強化して参ります。

③ 技術部門の陣容の強化

当社のサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社は、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図って参ります。

④ 自立的運営体制の充実

当社のサービスでは、販売、サポートおよび開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築し、保全し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識しています。しかしながら、自立的運営体制を保全することは容易ではありません。当社は引き続き、知識の集約と活用によってコア業務に対する自立的運営体制の充実強化を図って参ります。

⑤ マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらシステムが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証（注1）を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポートおよび開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化して参ります。

(2) 人材の確保・育成について

当社は、前項の競合優位性を確保、保全しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。

したがって当社は、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めて参ります。

(3) 内部管理体制の強化について

当社は、今後のより一層の事業拡大に向けて、社会からの信用を得ることが極めて重要であると考えております。そのために当社は、更なる内部管理体制の強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めて参ります。

注意事項

（注1）第三者機関による認証

当社は、個人情報保護について「プライバシーマーク」（平成13年7月取得、以後継続取得）、情報セキュリティについて「ISO/IEC 27001:2005」及び「JIS Q 27001:2006」（平成17年3月にBS7799：PART2:2002及びISMS Certification Criteria(Ver. 2.0)を取得、平成19年1月に現認証規格へ移行）、品質管理について「ISO9001:2000」、「ISO/IEC 20000-1:2005」及び「JIS Q 20000-1:2007」（平成17年12月にISO 9001:2000及びBS15000-1:2002を取得、平成19年1月にBS15000-1:2002からISO/IEC 20000-1:2005へ移行、平成19年5月にJIS Q 20000-1:2007を取得）の認証を取得しております。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項およびその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項および本報告書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当事業年度末現在において当社が独自に判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご注意ください。

(1) 事業環境悪化リスク

1) 特定サービスへの依存によるリスク

当社は、ASPサービス「スパイラル・メッセージングプレーズ®」（以下、「当サービス」という。）の提供を主な事業内容としており、平成20年2月末日における全売上高が当サービス及び付帯サービスによるものであります。

当サービスでは、クライアントが顧客リスト等の重要な情報資産を登録し、その登録された情報資産に対して電子メール等による情報配信を行うためのソフトウェアを提供しています。

このように、法人または個人事業者が当サービスを活用することが当社の成長の基本的な前提条件であると考えております。

しかしながら、予測不能な何らかの技術革新や社会情勢の変化等が、法人または個人事業者に対する当サービスの普及促進の妨げとなり、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

2) 技術革新によるリスク

インターネット業界においては絶え間なく技術革新が起こっており、各事業者が自身の持つ技術優位性及び販売価格を維持し続けるためには、常に既存製品の機能強化版の投入または新しい切り口での新サービスを開発・導入していく必要があります。

しかしながら、機能強化版または新製品が市場動向・ニーズに合わない場合、機能強化版または新製品の開発に時間を要することによって市場投入が遅延した場合、あるいは販売担当者やサポート担当者の知識・経験レベルが技術革新に追いつかず、運用体制に支障を来す場合等、当社のサービスがクライアントからの要請に合わない状況が発生した場合には、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

3) 競合との競争激化によるリスク

当サービスは、技術的な障壁は必ずしも高いものとは言えず、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社等によって類似したサービスが開発され、競争が一層激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、インターネット業界の技術革新や新規参入等により、全く新しいコンセプト及び技術を活用した画期的なサービスが開発された場合、当社の事業および業績に悪影響を与える可能性があります。

4) サービス価格の改定によるリスク

当社は、当サービスの更なる普及拡大を図るにあたり、競争力を維持または強化する為に、やむを得ず当サービスの価格を引き下げる可能性があります。当サービス価格の改定が既存取引に影響を与え、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5) 法令等改定によるリスク

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制には電気通信事業法があります。当社は電気通信事業を営んでおります。したがって、当社は、電気通信事業者の届出をしております(届出番号A-13-4621)。

また、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」は電子メールの送信者に対し、「特定商取引に関する法律」はインターネット上の販売業者に対し「未承諾広告」の表示、氏名・住所、メールアドレス等の表示を義務づけております。当社のサービスを利用するクライアントはこれらの法規制の影響を受けており、利用規約においてこれらの表示を義務づけ、これに違反する場合、配信停止等の措置をとれること等のリスク対策をとっております。

その他、当社事業を規制する法律として、ホームページや掲示板など不特定多数の人が閲覧可能なネット上に、問題情報が発信された場合、仲介的立場におかれたプロバイダーの責任の制限等を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）があります。

電気通信事業法、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく制限等や法令が変更された場合、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

(2) 業績悪化リスク

1) S L A（サービスレベルアグリーメント）賠償適用によるリスク

当社は、当サービスの月間の稼働時間（操作画面、登録機能及び配信機能のいずれかの機能が停止せずに稼働した時間）及び一定時間あたりの電子メールの配信速度等の能力に関して、一定の保証水準を設けており、「スパイラル・メッセージングブレースサービス品質保証制度(Service Level Agreement)」(以下、「S L A」という。)に定め、取引開始時にクライアントに提示しております。保証水準を達成できなかった場合にはS L Aに規定される賠償条項に基づき月次利用料金の範囲内で月次利用料金の減額に応じる可能性があり、かかる減額が多額になった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2) 知的財産権の侵害によるリスク

当社は、提供しているサービスの名称について商標登録をしております。一方、自社開発のシステムや当社ビジネスモデルのうち、特許権や実用新案権などの対象となる可能性のあるものについては、技術情報の流出の恐れがある等の理由から特許権等の申請をしておりません。過去もしくは現時点におきましては、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後、当社の事業分野で当社の認識していない特許等が成立した場合又は競業他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社への損害賠償やロイヤリティの支払要求、差止請求等が発生し、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

3) システム障害によるリスク

当社はA S Pサービスを提供しており、同サービスの保守・運営・管理は通信ネットワークに依存しているため以下のシステム障害が発生した場合には、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

イ) パソコンやコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークが、自然災害や事故等によって切断された場合。

ロ) サービス提供コンピュータシステムへの急激なアクセスの増加や電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって当該コンピュータシステムおよび周辺システムがダウンした場合。

ハ) 当社のコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合。

4) 災害等によるリスク

当サービスにおけるクライアントの情報資産が格納されるサーバーは、東京都内にあるデータセンターに集約されております。

したがって、データセンターやその周辺ネットワーク設備等に被害を及ぼす災害、事故等が発生し、情報資産が消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

(3) 投資失敗リスク

1) 新規顧客獲得に係る投資によるリスク

当社は、主に取引先候補に直接訪問して提案する販売方法を採用しております。現在の当サービスの対象マーケットは、本社のある首都圏および大阪支店のある関西地区が中心となっております。当社は、引続き首都圏および関西地区のマーケットを対象として事業拡大を図るほか、これら以外の地域にも進出する計画であります。したがって、当社が事業拡大を図るための新規顧客獲得に係る競争力を維持または向上するためには、既存のマーケットや新たな地域に営業拠点を開設する必要性が生じる可能性があります。

営業拠点を新規に開設する場合、当社は先行的に人材の確保および育成、設備投資等を行います。しかしながら、当社の事業環境が想定以上に激変し、人材の確保および育成が想定以上に遅れ、当該新規営業拠点における新規顧客獲得件数または販売単価等が当社の想定から大きく乖離する等、当社の計画どおりに事業が進まなかった場合には、当該投下資金等を回収できなくなり、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

2) 研究開発に係る投資によるリスク

当社では、新サービスの開発を目的として、研究開発活動に資金を充当しております。

しかしながら、予測不能な技術革新等当社を取り巻く外部環境の変化等に伴い、当該投下資金が期待どおりの成果をあげられず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 信用不安リスク

1) プログラム不良によるリスク

当社が開発したシステムの動作不良が生じた場合、当社の提供するサービスが中断又は停止する可能性があります。

当社はこのような場合にSLAによる一定の保証水準を設けておりますが、このような事態が過度に発生した場合には、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

2) 小規模組織であることによるリスク

当社は、平成20年2月29日現在、取締役3名、監査役2名および従業員84名（パートタイマーを除く）と小規模の組織であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。当社は、当社事業に欠かすことのできない重要なポストへの人材登用のほか、業務内容に応じて適切な人材を配置しており、現状の規模においては組織的な対応に十分な人員であると考えております。しかしながら、今後、事業を拡大する過程において、当社が、適切かつ十分な人員の増強および組織の整備を行うことができなかつた場合、経営活動に支障が生じ、当社の信用および業績に影響を与える可能性があります。

3) 法令等違反によるリスク

当社は、法令遵守の徹底を目的として内部統制の整備を図り、より充実した内部管理体制の整備に努めるとともに、役職員の教育・研修等の徹底を通じ、その啓蒙を図っております。しかしながら、当社の事業は、役職員の活動を通じて執行されており、そのプロセスに関与する役職員の故意または過失により法令に違反する行為がなされ、当社の信用および業績に影響を与える可能性があります。

4) クライアントのサービス利用上の紛争によるリスク

クライアントが当サービスを利用して作成する電子メール等の表示において、法令の定め違反する表示又は第三者の権利を侵害する表示等をしてはならない旨利用規約に定めており、これに違反した場合、当社は当該電子メールの配信停止等の措置を取ることが出来ます。

しかしながら、クライアントが当該利用規約に反し電子メール等に上記の表示を行った場合、当サービスの社会的信用が低下する可能性がある他、クライアントと第三者との紛争に当社が巻き込まれ、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

5) 個人情報に関する事件・事故によるリスク

当社が提供する当サービスは、情報資産を管理するためのプラットフォームをクライアントに提供しており、個人情報等のデータの閲覧・編集・削除等の一切の管理はクライアントが行い、当社はデータの管理を行わない旨、「スパイラル・メッセージングブレース利用規約」で確認しておりますが、設定代行業務および配信代行業務においてクライアントから一時的にクライアント保有の個人情報を預かることがあります。また、クライアントの担当者及び新卒・中途採用時の応募者等の個人情報を有しているため、個人情報取扱事業者に該当し、個人情報の保護に関する法律の適用を受けております。

当社は個人情報の取扱いに関する重要性、危険性を十分に認識し、個人情報の適切な管理を実現するために個人情報保護規程を整備しております。さらに、当社のホームページにて個人情報保護方針を公開し、これら規程および方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定すると共に、教育、研修を通じて個人情報管理の徹底を図っております。

なお、当社は平成13年7月にプライバシーマーク制度（企業の個人情報保護体制がJIS Q 15001 に準拠しているかを財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認証する制度）の認証を受けております。

しかしながら、情報の収集や管理の過程等において、不測の事態により個人情報の漏洩等が発生した場合、当社への多額の損害賠償請求やプライバシーマークの認証取消処分または罰金等が課される可能性があると共に、当社の事業および業績に重大な影響を与える可能性があります。

6) 情報セキュリティに関する事件・事故によるリスク

当社は情報セキュリティに関する重要性、危険性を十分に認識し、適切な情報セキュリティを実現するために情報セキュリティ・マネジメント・システムを整備しております。さらに、当社のホームページにて情報セキュリティ基本方針を公開し、当該方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定すると共に、教育、研修を通じて情報セキュリティの実現を図っております。

なお、当社は情報セキュリティ・マネジメント・システムに関する国際規格であるISO/IEC 27001:2005/JIS Q 27001:2006（平成17年3月に取得したBS 7799-2およびISMS認証基準Ver. 2.0より平成19年1月に移行取得）の認証を受けております。しかしながら、不測の事態により情報セキュリティ事故等が発生した場合、当社への多額の損害賠償請求や当該認証資格の取消処分または罰金等が課される可能性があると共に、当社の事業および業績に重大な影響を与える可能性があります。

7) 財務報告の修正又は開示の遅延によるリスク

当社は、法令および証券取引所の規則に基づき、有価証券報告書や決算短信等の財務報告を行っております。現在

当社は、当該財務報告の適正性を確保するために十分な内部管理体制を整備しているものと考えております。しかしながら、今後の事業拡大や各種法令等の変化等に対して、適切かつ十分な内部管理体制の整備拡充を行うことができなかった場合、財務報告の修正または遅延が生じ、当社の信用および株価、業績ならびに事業に影響を与える可能性があります。

(5) 株価形成リスク

1) 配当政策によるリスク

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けておりますが、現段階においては、当社は成長過程にあると認識しており、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実に注力し、当面は、配当を実施しない方針であります。

しかしながら、当該方針が投資家の支持を得られなかった場合、当社株価の形成に影響を与える可能性があります。

2) 新株予約権等行使によるリスク

当社は、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員等の就業意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を発行しております。当社は、これらの目的のもと、今後も役職員等に対して新株予約権等の付与を行うことを検討しております。これらの新株予約権等が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株価の形成に影響を与える可能性があります。

なお、当該新株予約権等の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、主に既存サービスの機能強化および新サービスのソフトウェアに関する研究開発活動を行っております。
なお、当事業年度における研究開発費の総額は21,549千円となっております。

(1) 既存サービスの機能強化に関する研究開発

既存サービスについて、当事業年度中に以下の機能強化を実施しております。

- ・セキュリティ性能の向上に関する研究開発。
- ・処理速度の向上に関する研究開発。
- ・新機能の追加に関する研究開発。

(2) 次世代サービスのソフトウェアに関する研究開発

次世代サービスについて、主に以下の研究開発を進めております。

- ・Webサーバーの稼働率向上に関する研究開発。
- ・動的コンテンツ（注1）生成の高速化に関する研究開発。
- ・各種オンラインサービス機能の統合的な利用に関する研究開発。

注意事項

（注1）動的コンテンツとは検索サイトや掲示板のようにリクエストに応じて、部分的または全体的にコンテンツを生成するWebコンテンツをいいます。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。財務諸表の作成にあたり、当社は期末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用に影響を及ぼすような見積りを行う場合があります。これらの見積りについて、当社は過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り根拠となる仮定あるいは条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当社の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある主な見積りとして、以下の会計処理があります。

1) ソフトウェアの会計処理

当社は、開発したソフトウェアのうち資産性が高いと判断したソフトウェアについて、開発に要した外注費や労務費等の一部を費用計上せず、ソフトウェアとして無形固定資産に計上することがあります。当該資産性の判断に際して、当社は可能な限り客観的かつ入念に回収可能性を評価いたしますが、その評価と事実との齟齬によって、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

2) 貸倒引当金

当社は、売上債権の貸倒損失に備えるため、貸倒引当金を計上しております。この貸倒引当金は、会計年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を見積った金額であります。顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

3) 繰延税金資産

当社は、貸借対照表上の資産・負債の計上額と課税所得の計算上の資産・負債との一時差異に関して法定実効税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。また、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際しては、将来の課税所得を十分に検討し合理的に見積っておりますが、将来の課税所得が予想を下回った場合は、繰延税金資産の修正が必要となる可能性があります。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度における資産、負債および純資産の状態は以下のとおりです。

1) 資産

資産合計の残高は、881,709千円（前期比149,676千円増）となりました。

流動資産の残高は、812,467千円（前期比137,068千円増）であり、資産合計の92.1%を占めております。なお、流動資産の増加に寄与している主な要因は、売上増加に伴う現金及び預金の増加（前期比127,965千円増）によるものであります。

固定資産の残高は、69,242千円（前期比12,608千円増）であり、資産合計の7.9%を占めております。なお、固定資産の増加に寄与している主な要因は、本店事務所の改装工事等による有形固定資産の増加（前期比12,772千円増）によるものであります。

2) 負債

負債合計の残高は、135,470千円（前期比2,395千円減）となりました。

流動負債の残高は、124,931千円（前期比1,442千円増）であり、負債合計の92.2%を占めております。なお、流動負債の増加に寄与している主な要因は、業容の拡大に伴う未払費用の増加によるものであります。

固定負債の残高は、10,539千円（前期比3,838千円減）であり、負債合計の7.8%を占めております。固定負債の減少の要因はプログラム等準備金の税効果会計に伴う繰延税金負債の減少によるものであります。

3) 純資産

純資産の残高は、746,238千円（前期比152,072千円増）となりました。

純資産の増加に寄与している主な要因は、当期純利益147,025千円の計上による利益剰余金の増加であります。これにより、利益剰余金の残高は457,610千円となり、純資産合計の61.3%を占めるに至っております。なお、利益剰余金には、23,180千円のプログラム等準備金が含まれております。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における売上及び利益の状況は以下のとおりです。

1) 売上の状況

売上高は、854,772千円(前期比21.7%増)となり、大幅な増収となりました。

この増収には、スパイラル・メッセージングプレス®のアカウント数の堅調な伸びが大きく貢献しております。期末における有効アカウント数は、1,108アカウントとなっております。

また、各アカウントにおいて、サービス利用期間の経過に伴いデータベースの規模が拡大する傾向があります。前記規模拡大に伴う契約内容の変更によって、当該アカウントの利用料金が料金表に基づいて増加する場合があります。この場合における利用料金の増額は、売上高の増加に若干程度貢献しております。

2) 売上原価の状況

売上原価は、133,843千円(前期比5.0%増)となりました。売上原価率は、15.7%となり、前事業年度の18.2%に対して2.5ポイント低下しております。

なお、売上原価の大部分は労務費(68.2%)が占めております。これら労務費の根拠となる役務は新規アカウント獲得時に発生する業務を主な対象としているため、当該労務費が既存アカウントの売上に連動する割合は低く抑えられております。

3) 売上総利益の状況

以上の結果、売上総利益は、720,929千円(前期比25.5%増)となりました。売上総利益率は84.3%となり、前事業年度の81.8%に対して2.5ポイント上昇しております。

4) 販売費及び一般管理費の状況

販売費及び一般管理費は、469,818千円(前期比34.4%増)となりました。売上高販管費率は54.9%となり、前事業年度の49.7%に対して5.2ポイント上昇しております。

販売費及び一般管理費の増加の主な要因は、給与手当、賞与、福利厚生費等の人件費の増加であります。これらの増加した費用の大部分を、将来の新規アカウント獲得又は新サービス開発の為に先行投資に充当しております。

また、事業所の拡張に伴う本店入居ビルの借り増しによる賃借料、並びに支払手数料の増加も販売費及び一般管理費増加の要因の一つとなっております。

5) 営業利益の状況

以上の結果、営業利益は、251,110千円(前期比11.5%増)となりました。営業利益率は29.4%となり、前事業年度の32.1%に対して2.7ポイント低下しております。

6) 経常利益の状況

経常利益は252,072千円(前期比21.2%増)となりました。経常利益率は29.5%となり、前事業年度の29.6%に対して0.1ポイント低下しております。

7) 当期純利益の状況

当期純利益は147,025千円(前期比17.8%増)となりました。売上高当期純利益率は17.2%となり、前事業年度の17.8%に対して0.6ポイント低下しております。

また、自己資本利益率は22.0%となり、前事業年度の28.7%に対して6.7ポイント低下しております。この低下は主に、新株発行により資本金及び資本剰余金が増加したこと及び、当期純利益の増加により利益剰余金が増加したことにより株主資本が増加したためです。なお、当事業年度における自己資本利益率は、依然として十分に高い水準にあると認識しております。

8) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、法人税等の支払102,845千円(前期比56.0%増)及び、売上債権の増加11,918千円(前期比66.0%減)があったものの、売上高の増加により税引前当期純利益が252,072千円(前期比19.5%増)となったこと等のため、前事業年度末に比べ127,965千円増加し、当事業年度末には676,855千円(前期比23.3%増)となりました。

また、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は151,268千円(前期比6.6%増)となりました。これは主にスパイラル・メッセージングスペース®のアカウント数の増加にともなう売上高の増加により前事業年度に比べ税引前当期純利益が41,070千円増加し252,072千円(前期比19.5%増)となり、売上債権の増加額が11,918千円(前期比66.0%減)となった一方、法人税等の支払額が増加し102,845千円(前期比56.0%増)となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は23,302千円(前期に得られた資金は61,642千円)となりました。これは主に、本店事業所の改装等による有形固定資産の取得22,252千円(前期比160.1%増)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果得られた資金はありません(前期に得られた資金は186,236千円)。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は22,252千円であります。主な内容は、本社オフィスの改装工事費用17,101千円、本社サーバー設備の取得4,078千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成20年2月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	22,787	9,636	32,423	73 (8)
大阪支店 (大阪市中央区)	大阪事務所	436	438	875	11 (0)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社の建物は賃借しており、年間賃借料は41,364千円であります。

3. 大阪支店の建物は賃借しており、年間賃借料は3,404千円であります。

4. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、年間平均雇用人員を（外書き）で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成20年5月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,364	16,364	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	16,364	16,364	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

①平成17年5月30日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年4月30日)
新株予約権の数(個)	42(注)5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	84(注)5,6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	13,500(注)6	同左
新株予約権の行使期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- ③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- ④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- I. 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- II. 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

②平成18年5月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年4月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)5	29(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	60(注)5,6	58(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限りです。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

④その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

I. 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

II. 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

③平成19年5月30日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年4月30日)
新株予約権の数(個)	64(注)5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	64(注)5, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	361,566(注)6	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 361,566(注)6 資本組入額 180,783(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- ② 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ 新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- I. 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- II. 新株予約権者が死亡したとき。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成16年5月30日 (注) 1	—	7,300	50,000	60,000	—	—
平成17年5月30日 (注) 2	—	7,300	30,000	90,000	—	—
平成17年7月31日 (注) 3	382	7,682	191	90,191	191	191
平成18年7月1日 (注) 4	7,682	15,364	—	90,191	—	191
平成18年12月20日 (注) 5	1,000	16,364	96,600	186,791	96,791	96,791

- (注) 1. 同日開催の定時株主総会決議に基づく配当可能利益の資本組入れによるものであります。
2. 同日開催の定時株主総会決議に基づく配当可能利益の資本組入れによるものであります。
3. 新株予約権の行使 発行価格 1,000円 資本組入額 500円
4. 同日付で、当社株式を1株につき2株の割合をもって分割したことによるものであります。
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 193,200円
資本組入額 96,600円
払込金総額 193,200千円

(5) 【所有者別状況】

平成20年2月29日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	4	12	10	8	—	747	781	—
所有株式数(単元)	—	33	162	5,533	87	—	10,549	16,364	—
所有株式数の割合(%)	—	0.20	0.98	33.81	0.53	—	64.46	100.00	—

(注) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、1株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
佐谷 宣昭	東京都目黒区	8,120	49.62
キャピタルズワン有限会社	千葉県市川市鬼高二丁目10番10号	5,480	33.48
井上 修二	兵庫県神戸市垂水区	183	1.11
東山 明弘	千葉県市川市	140	0.85
志賀 正規	東京都渋谷区	102	0.62
塚田 昌伸	東京都世田谷区	70	0.42
富田 邦裕	東京都練馬区	44	0.26
岡崎 寛	兵庫県神戸市東灘区	40	0.24
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	38	0.23
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	37	0.22
計	—	14,254	87.10

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年2月29日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,364	16,364	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,364	—	—
総株主の議決権	—	16,364	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

- ①旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年5月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員14名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	64株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注) 3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
3. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

②会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権
(平成18年5月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員19名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	38株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。
 2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
 3. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

(平成19年5月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年5月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名及び従業員14名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	49株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 (注)3
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。
 2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。
 3. 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成20年5月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年5月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役で当社取締役会で承認された者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	50株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成22年5月31日から平成30年5月30日までの間で別途取締役会が決定する。
新株予約権の行使の条件	定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は原則として認めないが、正当な理由があり、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または、割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定するものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主価値の向上を目指して、将来の業容拡大の為に再投資と株主の皆様への利益還元のパランスを図りながら、利益剰余金を処分することを配当政策の基本方針としております。株主の皆様へ利益還元する際には、自社株買いまたは現金配当を実施いたします。

現金配当の機会、中間配当と期末配当の年2回であり、それぞれの決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社定款に「取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として中間配当をすることができる。」と定められております。

当社は設立以来、現金配当を実施することなく利益剰余金を将来の業容拡大の為に再投資して参りました。

当期におきましても、業容拡大による経営リスクの低減と将来の収益の拡大を目指す為に、全ての利益剰余金を内部留保し、新サービスの開発および人材の確保と育成、オフィスの拡張等に充たさせて頂きたいと存じます。

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月
最高(円)	—	—	—	1,360,000	669,000
最低(円)	—	—	—	398,000	130,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年12月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年9月	10月	11月	12月	平成20年1月	2月
最高(円)	240,000	317,000	306,000	234,000	193,000	155,000
最低(円)	173,000	204,000	200,000	182,000	135,000	130,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	執行役員 CEO (最高経営責任者)	佐 谷 宣 昭	昭和47年11月12日生	平成12年4月 当社設立に伴い、当社代表取締役就任(現任) 平成17年12月 CEO(最高経営責任者)就任(現任)	(注) 4	8,120
取締役	執行役員 CRO (最高リスク管理責任者)	志 賀 正 規	昭和50年9月2日生	平成13年4月 当社入社 平成16年3月 運営部マネージャー 平成17年5月 当社常勤監査役就任 平成20年5月 当社取締役就任(現任) CRO(最高リスク管理責任者)就任(現任)	(注) 4	102
取締役	—	鶴 本 浩 司	昭和38年10月6日生	昭和61年4月 日本ヒルトンホテル株式会社(現東京ヒルトンホテル)入社 昭和63年12月 豪 Highstress Plastics社入社 平成3年5月 株式会社リン・コーポレーション入社 平成6年12月 オーストラリア政府観光局入局 平成14年11月 株式会社軌道社(現株式会社マーケティング・ボイス)設立 代表取締役就任(現任) 平成20年2月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	17
取締役	執行役員 COO (最高執行責任者)	深 井 雄 一 郎	昭和49年2月11日生	平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社(現NTTファイナンス株式会社)入社 平成16年10月 株式会社オプト入社 平成18年6月 クロスフィニティ株式会社 代表取締役社長就任 平成18年9月 韓 eMFORCE Inc社 非常勤取締役就任 平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社 平成20年3月 当社COO(最高執行責任者)就任(現任) 平成20年5月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	16
常勤監査役	—	松 永 望	昭和21年5月21日生	昭和46年4月 大協石油株式会社(現コスモ石油株式会社)入社 平成9年6月 同社四日市製油所総務担当副所長 平成10年6月 同社総務部長 平成12年6月 コスモエンジニアリング株式会社 経理部長 平成14年3月 同社取締役経理部長就任 平成16年3月 同社常務取締役就任 平成19年2月 当社入社 執行役員経営企画管理本部長就任 平成20年3月 当社顧問就任 平成20年5月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	高橋 允 治	昭和15年11月22日生	昭和39年4月 山一証券株式会社入社 平成4年6月 同社取締役就任 引受本部副本部長 平成7年6月 太平洋証券株式会社(現三菱UFJ証券株式会社) 常務取締役就任 引受本部長 平成9年6月 同社代表取締役専務就任 市場本部長 平成12年4月 つばさ証券株式会社(現三菱UFJ証券株式会社) 上席執行役員就任 平成12年9月 株式会社レコフ専務理事就任 平成16年8月 株式会社ダイナコム監査役就任(現任) 平成16年12月 東武緑地株式会社理事就任 平成18年1月 エンゼル証券株式会社顧問就任 平成18年5月 当社監査役就任(現任) 平成18年6月 グラフテック株式会社監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役	—	大川 勝 廣	昭和25年4月20日生	昭和49年4月 樫山株式会社(現株式会社オンワード樫山) 入社 平成8年3月 株式会社インパクト二十一 経理部長 平成14年5月 株式会社アクティ二十一 常勤監査役就任 平成15年3月 株式会社インパクト二十一 常勤監査役就任(現任) 平成20年5月 創建ホームズ株式会社監査役就任(現任) 平成20年5月 当社監査役就任(現任)	(注) 6	—
計						8,255

- (注) 1. 取締役鶴本浩司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高橋允治及び監査役大川勝廣は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役3名とCMO(最高マーケティング責任者)遠藤慈明、CAO(最高会計責任者)濱名豊久、首都圏事業部長白澤哲、大阪支店長小西辰也、カスタマー事業部長高橋伸、CCO(最高コンプライアンス責任者)兼情報取扱責任者青木宏実の合計9名であります。
4. 平成20年5月29日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成18年5月29日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成20年5月29日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

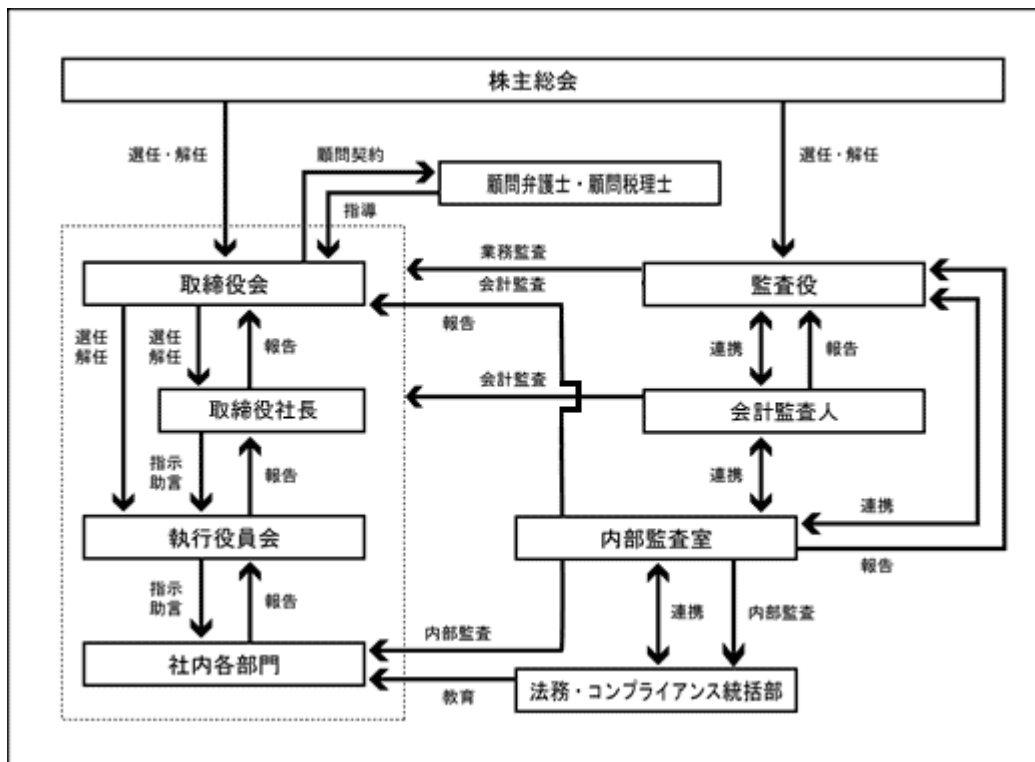
- (1) 株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視致します。
- (2) 変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定および業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ります。
- (3) 健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を構築し、株主、顧客、役職員等のステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開致します。
 今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標といたします。

2. コーポレート・ガバナンスに対する施策の実施状況

当社は、経営の健全性および業務の適正を確保し、透明性を高めるため、以下のとおりコーポレート・ガバナンスに対する施策を実施しております。

(1) 会社の機関設計

当社は取締役会を設置し、監査役制度を採用しております。当社は、コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制、組織を構築しております。



1) 取締役会

取締役会は、常勤取締役3名、非常勤取締役（社外取締役）1名の計4名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、環境等の変化に迅速に対応できる業務執行体制の整備を目的として、業務の執行を担当する執行役員を選任し、執行役員会を設置しております。取締役会は、執行役員会からの報告を踏まえて経営上の重要な意思決定を行っております。

なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

2) 執行役員会

執行役員会は、執行役員9名（内3名は取締役）で構成され、毎月1回以上開催される定時執行役員会に加え、必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。

執行役員会は、取締役会による重要な意思決定に基づいて、取締役社長の指揮の下、業務の執行を統括しております。また、各部門による業務の執行状況の報告および是正・予防処置の要求に基づいて、議論を行い、重要な意思決定を要する課題については、取締役会にて決議する体制を敷いております。

3) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役（社外監査役）2名で構成されております。

監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、十分な情報に基づいて、会計監査および業務監査を中心とする経営全般を幅広く監査しております。

また、監査役は、内部監査室および会計監査人との間で意見交換を行うことによって、業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

なお、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金240万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4) 内部監査室

当社は、経営組織の整備状況および業務の実態を把握、検証することを目的として、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、専任の内部監査室長1名で構成されております。

内部監査室は、定期監査または必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、情報セキュリティ、個人情報保護、品質マネジメントに関する監査を実施しております。内部監査室は、内部監査の結果を取締役会および監査役に報告し、担当取締役からの改善指示を対象部門に示達すると共に、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。

また、監査役および監査法人との間で意見交換を行うことによって、内部監査の効率性、合理性に努めております。

5) 会計監査人

当社は、会計監査人として、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

なお、同会計監査人および当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

また、当社と会計監査人は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の限度としております。

・業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数

指定社員 公認会計士 渡邊 宜昭

指定社員 公認会計士 守谷 徳行

（注）継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

・監査証明業務に係る監査従事者

公認会計士 3名、会計士補 2名、その他 5名

(2) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、平成18年5月に内部統制システム整備の基本方針を定め、当該方針に従って以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス体制に係る規程を整備し、当社の役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- b. コンプライアンスの徹底を図るために、取締役会は法務・コンプライアンス統括部を設置してコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に役職員教育等を行っております。
- c. 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、法務・コンプライアンス統括部および監査役ならびに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会に同監査結果を報告しております。

- d. 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する制度を整備しております。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体（以下「文書」といいます。）に記録し、保存しております。
 - b. 前号の規程により、取締役および監査役が常時これらの文書を閲覧できる環境を整備しております。
 - 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置および発生した損失への対応（以下「リスク管理」といいます。）を統括する責任者としてリスク管理担当取締役を定めております。
 - b. 取締役会は、当社全体のリスクを網羅的・総括的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、リスク管理担当取締役を統括責任者とするリスク管理委員会を設置しております。
 - c. 内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告しております。
 - 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程および取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
 - a. 職務権限・決裁基準の策定
 - b. 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
 - c. 取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
 - d. 執行役員会および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
 - 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。
 - b. 取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない体制を整備しております。
 - 6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項および内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。
 - b. 取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
 - 7) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。
 - 8) その他業務の適正を確保するための体制
 - a. 取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題ならびに業務執行の適正を確保する方策について付議いたします。
 - b. 取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定いたします。

当社は、反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本姿勢としております。

1) 反社会的勢力等排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力等排除に関する行動規範として「反社会的勢力等への対応マニュアル」を整備しこれを遵守しております。

- a. 反社会的勢力等に関する情報収集および反社会的勢力等への対応についてはリスク管理室を統括部署としております。
- b. リスク管理室は、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けております。
- c. 各業務執行部門は、取引先に対する反社会的勢力等調査を実施し、反社会的勢力等との関係遮断に努めております。

3. 役員報酬の内容

第8期において当社が支払った役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬	21,845千円
うち社外取締役を支払った報酬	一千円
監査役を支払った報酬	8,400千円
うち社外監査役を支払った報酬	1,380千円

4. 監査報酬の内容

当社の会計監査人に対する監査報酬は、以下のとおりであります。

あずさ監査法人

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

5. 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

社外取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に、当社ASPサービス「スパイラル・メッセージングプレース®」の提供に係る契約関係があります。

当社と社外監査役との間に、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年2月28日)		当事業年度 (平成20年2月29日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		548,889		676,855	
2. 売掛金		113,466		125,384	
3. 仕掛品		734		2,558	
4. 前払費用		8,907		6,143	
5. 繰延税金資産		4,203		2,443	
6. その他		100		101	
貸倒引当金		△902		△1,019	
流動資産合計		675,398	92.3	812,467	92.1
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		4,568		28,914	
減価償却累計額		1,323	3,244	5,690	23,223
(2) 工具器具備品		27,228		32,379	
減価償却累計額		17,191	10,036	22,304	10,075
(3) 建設仮勘定			7,245		—
有形固定資産合計			20,526		33,298
2. 無形固定資産					
(1) 商標権			1,567		1,393
(2) ソフトウェア			2,680		2,978
無形固定資産合計			4,248		4,371
3. 投資その他の資産					
(1) 長期前払費用			105		—
(2) 差入保証金			31,754		31,571
(3) 破産更生債権			210		357
貸倒引当金			△210		△357
投資その他の資産合計			31,859		31,571
固定資産合計			56,633		69,242
資産合計			732,032		881,709
			100.0		100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年2月28日)		当事業年度 (平成20年2月29日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 未払金		19,959		10,885	
2. 未払費用		26,267		34,150	
3. 未払法人税等		59,719		63,357	
4. 未払消費税等		13,514		10,686	
5. 前受金		1,938		3,142	
6. 預り金		2,090		2,708	
流動負債合計		123,488	16.9	124,931	14.2
II 固定負債					
1. 繰延税金負債		14,377		10,539	
固定負債合計		14,377	1.9	10,539	1.2
負債合計		137,866	18.8	135,470	15.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		186,791	25.5	186,791	21.2
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		96,791		96,791	
資本剰余金合計		96,791	13.2	96,791	11.0
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
プログラム等準備金		25,192		23,180	
繰越利益剰余金		285,392		434,429	
利益剰余金合計		310,584	42.5	457,610	51.9
株主資本合計		594,166	81.2	741,192	84.1
II 新株予約権		—	—	5,046	0.5
純資産合計		594,166	81.2	746,238	84.6
負債純資産合計		732,032	100.0	881,709	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)			当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			702,103	100.0		854,772	100.0
II 売上原価							
1. 当期製品製造原価		127,467	127,467	18.2	133,843	133,843	15.7
売上総利益			574,635	81.8		720,929	84.3
III 販売費及び一般管理費							
1. 役員報酬		34,345			28,352		
2. 給与手当		126,319			185,776		
3. 賞与		24,228			28,111		
4. 福利厚生費		29,660			42,934		
5. 採用費		28,970			26,615		
6. 減価償却費		4,510			7,774		
7. 賃借料		9,060			33,183		
8. 消耗品費		12,550			8,788		
9. 支払手数料		10,685			26,741		
10. 租税公課		3,620			4,116		
11. 貸倒引当金繰入額		516			263		
12. 研究開発費	※	20,510			21,549		
13. 貸倒損失		40			—		
14. その他		44,477	349,496	49.7	55,609	469,818	54.9
営業利益			225,138	32.1		251,110	29.4
IV 営業外収益							
1. 受取利息		325			961		
2. 助成金		547			—		
3. 雑収入		0	873	0.1	—	961	0.1
V 営業外費用							
1. 上場関連費		11,046			—		
2. 株式交付費		6,963	18,010	2.6	—	—	—
経常利益			208,001	29.6		252,072	29.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月 28日)			当事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月 29日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 補償金		3,000	3,000	0.5	—	—	—
税引前当期純利益			211,001	30.1		252,072	29.5
法人税、住民税及び 事業税		90,105			107,125		
法人税等調整額		△3,875	86,230	12.3	△2,078	105,046	12.3
当期純利益			124,771	17.8		147,025	17.2

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)		当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	107,407	74.2	107,870	68.2
II 外注加工費		2,908	2.0	2,510	1.6
III 経費		34,525	23.8	47,786	30.2
当期総製造費用		144,841	100.0	158,166	100.0
期首仕掛品たな卸高		3,871		734	
合計		148,713		158,901	
期末仕掛品たな卸高	※2	734		2,558	
他勘定振替高		20,510		22,499	
当期製品製造原価		127,467		133,843	

原価計算の方法

原価計算の方法

個別原価計算による実際原価計算

同左

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
消耗品費 (千円)	2,885	3,804
賃借料 (千円)	9,060	11,585
維持管理費 (千円)	11,500	16,741

※2. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
研究開発費 (千円)	20,510	21,549
ソフトウェア (千円)	—	949
合計 (千円)	20,510	22,499

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本合計	
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			プログラム 等準備金	繰越利益剰 余金			
平成18年2月28日 残高 (千円)	90,191	191	24,614	161,198	185,812	276,194	276,194
事業年度中の変動額							
新株の発行	96,600	96,600				193,200	193,200
当期純利益				124,771	124,771	124,771	124,771
プログラム等準備金の積立			577	△577	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	96,600	96,600	577	124,193	124,771	317,971	317,971
平成19年2月28日 残高 (千円)	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	594,166

当事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本合計		
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			プログラム 等準備金	繰越利益剰 余金				
平成19年2月28日 残高 (千円)	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	—	594,166
事業年度中の変動額								
当期純利益				147,025	147,025	147,025		147,025
プログラム等準備金の取崩			△2,011	2,011	—	—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							5,046	5,046
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	△2,011	149,037	147,025	147,025	5,046	152,072
平成20年2月29日 残高 (千円)	186,791	96,791	23,180	434,429	457,610	741,192	5,046	746,238

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・ フロー			
税引前当期純利益		211,001	252,072
減価償却費		6,686	10,589
株式交付費		6,963	—
貸倒引当金の増加額		516	263
受取利息及び受取配当金		△325	△961
売上債権の増加額		△35,014	△11,918
たな卸資産の増減額 (△:増加額)		3,136	△1,823
未払消費税等の増減額 (△:減少額)		2,255	△2,827
その他		12,295	7,756
小計		207,516	253,151
利息及び配当金の受取額		325	961
法人税等の支払額		△65,936	△102,845
営業活動によるキャッシュ・ フロー		141,906	151,268

		前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・ フロー			
有形固定資産の取得によ る支出		△8,554	△22,252
無形固定資産の取得によ る支出		△823	△1,233
定期預金の払戻による収 入		90,000	—
敷金保証金の差入による 支出		△19,420	△56
敷金保証金の返還による 収入		440	240
投資活動によるキャッシュ・ フロー		61,642	△23,302
III 財務活動によるキャッシュ・ フロー			
株式の発行による収入		186,236	—
財務活動によるキャッシュ・ フロー		186,236	—
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加 額		389,785	127,965
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		159,104	548,889
VII 現金及び現金同等物の期末 残高	※	548,889	676,855

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法によっております。	仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 工具器具備品 4～10年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（最長5年）における定額法によっております。</p> <p>(3)長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(3)長期前払費用 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 発生時に全額費用処理しております。	
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は594,166千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>
<p>(法人事業税の外形標準課税制度) 当社は、当事業年度より資本金が1億円超になり外形標準課税制度が適用となったことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取り扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が2,587千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年2月28日)	当事業年度 (平成20年2月29日)
—	—

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
※研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 一般管理費 20,510千円	※研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 一般管理費 21,549千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,682	8,682	—	16,364
合計	7,682	8,682	—	16,364

(注) 発行済株式数の増加8,682株は、平成18年7月1日付にて行った1株につき2株の株式分割による増加7,682株及び平成18年12月20日付の公募による新株式発行の増加1,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	16,364	—	—	16,364
合計	16,364	—	—	16,364

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
		前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	5,046
合計		—	—	—	—	5,046

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在) (千円)
現金及び預金勘定 548,889	現金及び預金勘定 676,855
現金及び現金同等物 548,889	現金及び現金同等物 676,855

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。	リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左

(有価証券関係)

前事業年度 (平成19年2月28日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (平成20年2月29日)

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

当社は、退職金制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

当社は、退職金制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 32名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 174株	普通株式 112株
付与日	平成17年5月30日	平成18年5月29日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	自 平成17年5月30日 至 平成21年5月29日	自 平成18年5月29日 至 平成22年5月28日
権利行使期間	自 平成21年5月30日 至 平成26年5月29日	自 平成22年5月29日 至 平成27年5月28日

(注1) 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴いストック・オプション数は分割後の数値によっております。

(注2) ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	85	—
付与	—	56
分割	85	56
失効	76	28
権利確定	—	—
未確定残	94	84
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

		平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（注）	（円）	13,500	24,000
行使時平均株価（注）	（円）	—	—
公正な評価単価（付与日）	（円）	—	—

（注）平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い権利行使価格は分割後の数値によっております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、本源的価値によっており、その価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は純資産価格方式に基づいております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

33,852千円

当事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 5,046千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 32名	当社取締役 2名 当社従業員 15名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 174株	普通株式 112株	普通株式 64株
付与日	平成17年5月30日	平成18年5月29日	平成19年6月15日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	自 平成17年5月30日 至 平成21年5月29日	自 平成18年5月29日 至 平成22年5月28日	自 平成19年6月15日 至 平成21年6月14日
権利行使期間	自 平成21年5月30日 至 平成26年5月29日	自 平成22年5月29日 至 平成27年5月28日	自 平成21年6月15日 至 平成22年6月14日

(注1) 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション数及び平成18年ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

(注2) ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、限ります。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	94	84	—
付与	—	—	64
分割	—	—	—
失効	10	24	—
権利確定	—	—	—
未確定残	84	60	64
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

		平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格（注）	（円）	13,500	24,000	361,566
行使時平均株価（注）	（円）	—	—	—
公正な評価単価（付与日）	（円）	—	—	219,043

（注）平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション及び平成18年ストックオプションの権利行使価格は分割後の数値によっております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性（注）1.	121.2%
予想残存期間（注）2.	2年6ヶ月
予想配当（注）3.	0円/株
無リスク利子率（注）4.	1.13%

（注）1. 当社は上場後の日が浅く、予想残存期間に対応する株価変動性を見積ることが出来ないため、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを加重平均することにより不足する情報量を補っております。

なお、株価変動性を見積りに使用した株価実績は以下の期間に係るものであります。

類似企業 平成17年3月28日から平成19年6月15日

（注）2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

（注）3. 平成19年2月期の配当実績によっております。

（注）4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

7,740千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">4,296千円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料否認</td><td style="text-align: right;">919千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">410千円</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">1,483千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="text-align: right;"><u>7,109千円</u></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>プログラム等準備金</td><td style="text-align: right;">17,283千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td style="text-align: right;"><u>△17,283千円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right;"><u>△10,174千円</u></td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p> <p>3. 税効果会計に使用する法定実効税率の変更</p> <p>当事業年度に資本金が1億円超になったことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の42.0%から40.7%に変更されております。</p> <p>この結果、繰延税金負債の金額が454千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額(借方)が454千円減少しております。</p>	未払事業税否認	4,296千円	未払社会保険料否認	919千円	貸倒引当金繰入超過額	410千円	減価償却費超過額	1,483千円	繰延税金資産計	<u>7,109千円</u>	プログラム等準備金	17,283千円	繰延税金負債計	<u>△17,283千円</u>	繰延税金資産(負債)の純額	<u>△10,174千円</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">5,082千円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料否認</td><td style="text-align: right;">1,266千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">487千円</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">970千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="text-align: right;"><u>7,807千円</u></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>プログラム等準備金</td><td style="text-align: right;">15,902千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td style="text-align: right;"><u>△15,902千円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right;"><u>△8,095千円</u></td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. _____</p>	未払事業税否認	5,082千円	未払社会保険料否認	1,266千円	貸倒引当金繰入超過額	487千円	減価償却費超過額	970千円	繰延税金資産計	<u>7,807千円</u>	プログラム等準備金	15,902千円	繰延税金負債計	<u>△15,902千円</u>	繰延税金資産(負債)の純額	<u>△8,095千円</u>
未払事業税否認	4,296千円																																
未払社会保険料否認	919千円																																
貸倒引当金繰入超過額	410千円																																
減価償却費超過額	1,483千円																																
繰延税金資産計	<u>7,109千円</u>																																
プログラム等準備金	17,283千円																																
繰延税金負債計	<u>△17,283千円</u>																																
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△10,174千円</u>																																
未払事業税否認	5,082千円																																
未払社会保険料否認	1,266千円																																
貸倒引当金繰入超過額	487千円																																
減価償却費超過額	970千円																																
繰延税金資産計	<u>7,807千円</u>																																
プログラム等準備金	15,902千円																																
繰延税金負債計	<u>△15,902千円</u>																																
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△8,095千円</u>																																

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり純資産額 36,309.36円 1株当たり当期純利益金額 8,019.25円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7,913.97円	1株当たり純資産額 45,294.06円 1株当たり当期純利益金額 8,984.70円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 8,911.19円
<p>当社は、平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 17,976.75円 1株当たり当期純利益金額 6,463.07円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場・非登録であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成19年2月28日)	当事業年度末 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	594,166	746,238
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	5,046
(うち新株予約権)	(—)	(5,046)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	594,166	741,192
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	16,364	16,364

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	124,771	147,025
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	124,771	147,025
期中平均株式数(株)	15,559	16,364
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	207	135
(うち新株予約権)	(207)	(135)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	(新株予約権) 株主総会決議 平成19年5月30日 (新株予約権 64個)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
_____	_____

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,568	24,346	—	28,914	5,690	4,366	23,223
工具器具備品	27,228	5,151	—	32,379	22,304	5,112	10,075
建設仮勘定	7,245	—	7,245	—	—	—	—
有形固定資産計	39,041	29,497	7,245	61,294	27,995	9,479	33,298
無形固定資産							
商標権	1,739	—	—	1,739	346	173	1,393
ソフトウェア	4,578	1,233	—	5,811	2,833	935	2,978
無形固定資産計	6,317	1,233	—	7,551	3,179	1,109	4,371
長期前払費用	105	—	—	—	—	105	—

(注) 当期増加額のうち、主な内容は次のとおりであります。

建物	オフィス改装工事	17,101千円
工具器具備品	サーバー	4,078千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,112	1,166	—	902	1,376

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻し入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	56
預金	
普通預金	676,798
小計	676,798
合計	676,855

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
トランス・コスモス株式会社	9,215
株式会社カレン	3,450
株式会社ジュピターテレコム	3,062
日本ロリアル株式会社	2,637
トッパン・フォームズ株式会社	2,425
その他	104,592
合計	125,384

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
113,466	897,511	885,592	125,384	87.6	48.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品目	金額 (千円)
スパイラルの導入作業	2,558
合計	2,558

④ 未払法人税等

区分	金額 (千円)
未払法人税	41,460
未払住民税	9,175
未払事業税	12,722
合計	63,357

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月末日
1単元の株式数	———
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	———
株主名簿管理人	———
取次所	———
買取手数料	———
公告掲載方法	<p>電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告の方法による ことができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは 以下のとおりであります。 http://www.pi-pe.co.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日） 平成19年5月30日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

第8期中（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日） 平成19年11月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月30日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 宜 昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 徳 行 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成19年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月29日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 宜 昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 徳 行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成20年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。